

## 第 3 章

# 不動産に関する権利の 明確化に寄与する

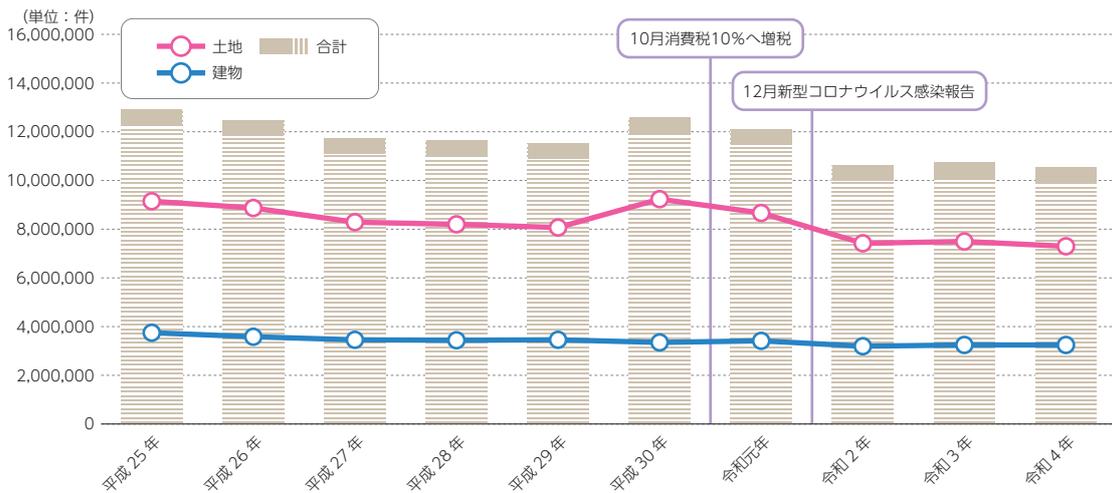
- 1 不動産登記事件数の推移
- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 登記申請を伴わない調査・測量業務の件数の推移
- 6 公共嘱託登記
- 7 法務局地図作成事業

# 1 不動産登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、平成 25 年から令和 4 年までの不動産登記（表示に関する登記及び権利に関する登記）事件数の 10 年間の推移である。

令和 4 年の登記事件数は、10 年前の平成 25 年に比較して約 2 割減少している。

## ○ 不動産登記事件数の推移



	土地	建物	合計
平成 25 年	9,148,462	3,748,720	12,897,182
平成 26 年	8,870,563	3,583,427	12,453,990
平成 27 年	8,287,977	3,456,625	11,744,602
平成 28 年	8,200,517	3,439,101	11,639,618
平成 29 年	8,068,662	3,457,594	11,526,256
平成 30 年	9,234,065	3,350,453	12,584,518
令和 元 年	8,666,364	3,415,453	12,081,817
令和 2 年	7,421,651	3,194,074	10,615,725
令和 3 年	7,495,127	3,245,700	10,740,827
令和 4 年	7,298,394	3,246,102	10,544,496

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

### 「表示に関する登記」と「権利に関する登記」の違い

登記記録は、1 筆の土地又は 1 個の建物ごとに表題部と権利部に区分して作成されています。

・表題部＝「表示に関する登記」

不動産（土地・建物）の物理的状況（所在、地番、地目、地積、種類、構造、床面積等）を公示する登記であり、権利に関する登記の前提となるものです。

・権利部＝「権利に関する登記」

登記された不動産に係る権利の主体、権利の種類、その内容、権利の移転、変更に関する登記です。

土地家屋調査士は、『表示に関する登記』につき必要な土地又は建物の調査、測量、申請手続又は審査請求の手続の代理を主な業としています。

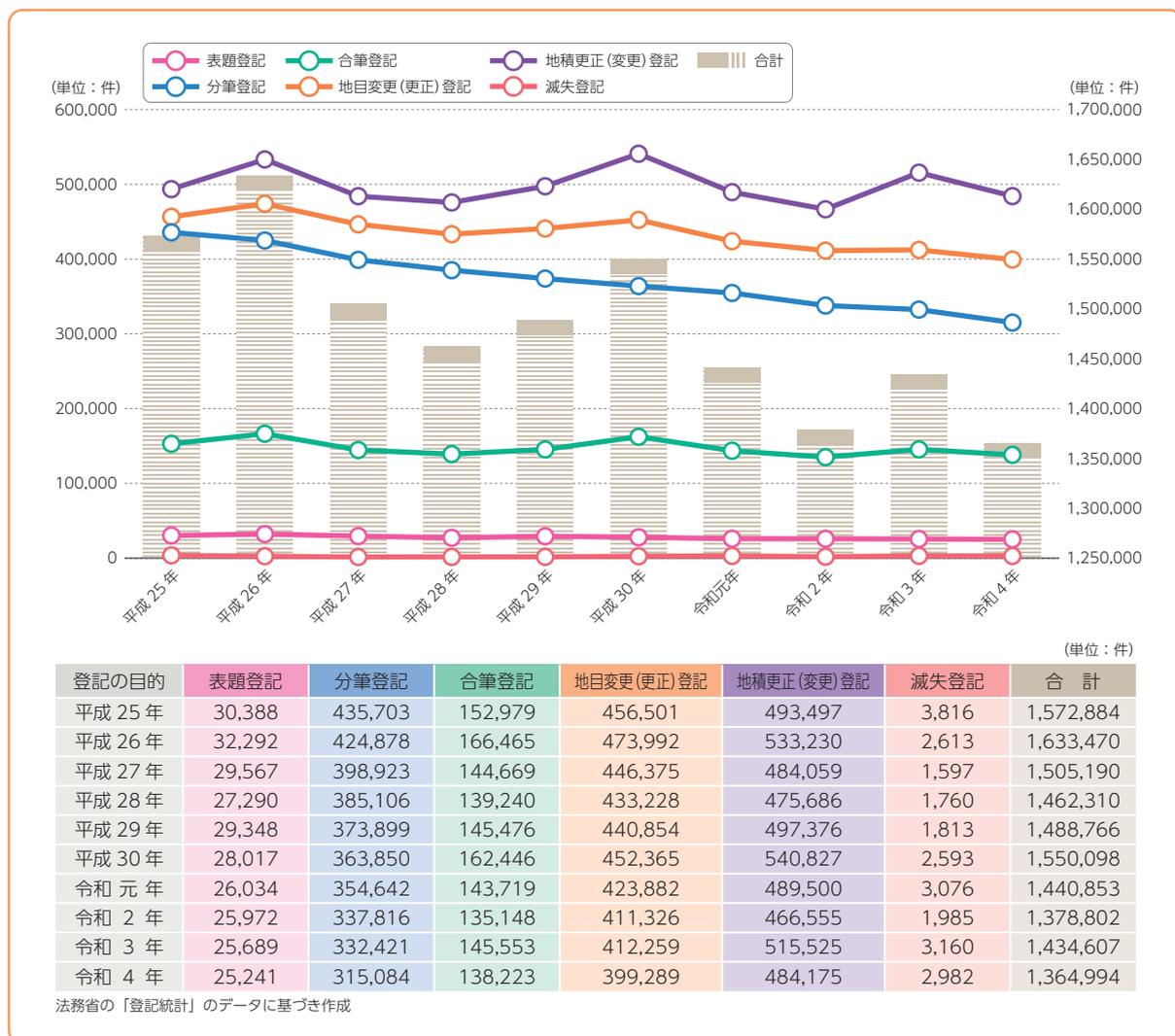
## 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移

人口減少や GDP（国内総生産）の伸び悩みは不動産登記事件数にも表れており、年々減少傾向にあることが以下のグラフからも明らかである。近年では新型コロナウイルス感染症対策が国内経済活動に大きな影響を与えたことから、急激に登記件数が落ち込んでいる。

土地の表示に関する登記では、宅地供給数の減少に影響を受ける分筆登記、地目変更登記の件数が減少傾向にあると推察される。国民の権利意識の向上と、土地取引の場面における境界確認の需要と重要度の認知により、土地地積更正登記の件数はほぼ横ばいである。

(\*国土交通省 土地白書「新設住宅(利用関係別)着工戸数の推移」及び同白書「全国の宅地供給量の推移」などから分析)

### ● 土地の表示に関する主な登記事件数の推移

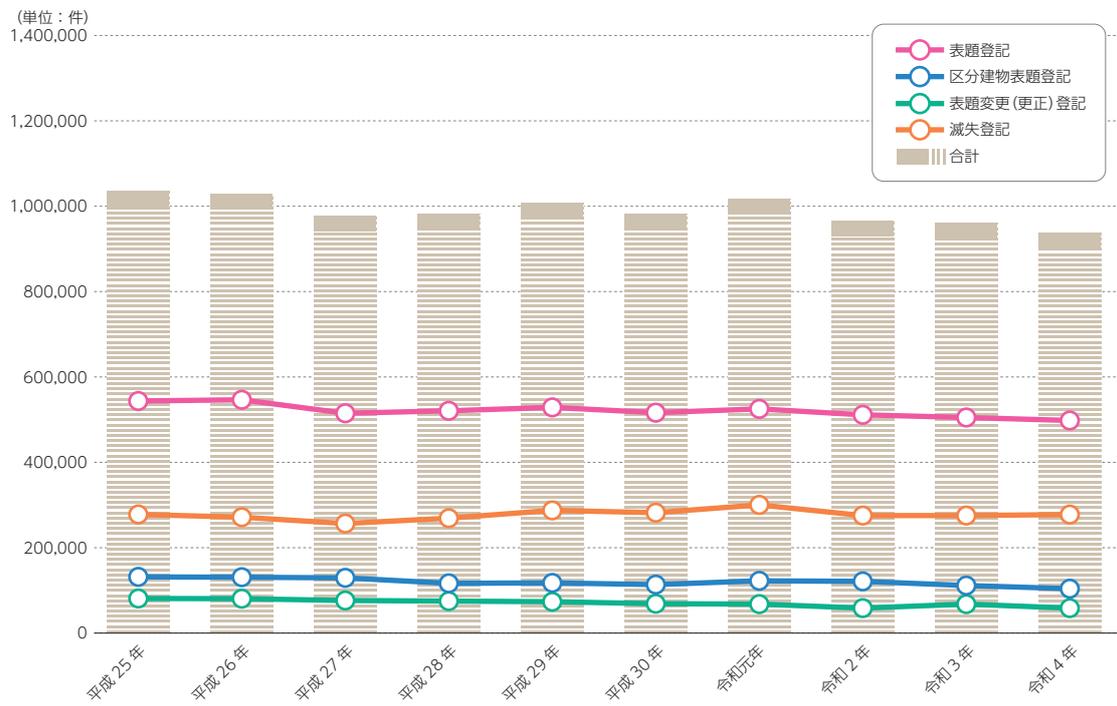


### 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移

土地の表示に関する登記事件数同様、全体としては横ばいかやや減少傾向にある。特に建物登記件数は住宅供給という経済活動や建物市場の変動に密接に関連しており、建物表題登記（一般戸建住宅）よりも区分建物表題登記（マンション）の件数変動に表れている可能性がある。

近年の新型コロナウイルス感染症蔓延や2020年東京オリンピック/パラリンピックなどを要因とする影響は限定的であったと考えられる。

#### ● 建物の表示に関する主な登記事件数の推移



登記の種類	表題登記	区分建物表題登記	表題変更(更正)登記	滅失登記	合計
平成 25 年	543,655	131,637	81,042	277,926	1,034,260
平成 26 年	546,513	130,838	80,559	271,432	1,029,342
平成 27 年	514,924	129,311	76,339	256,656	977,230
平成 28 年	520,715	116,546	74,883	269,186	981,330
平成 29 年	528,691	117,541	73,434	287,395	1,007,061
平成 30 年	516,334	113,581	68,798	282,051	980,764
令和 元 年	525,148	122,392	67,843	300,255	1,015,638
令和 2 年	511,270	121,119	58,419	275,257	966,065
令和 3 年	504,993	111,391	56,736	275,314	948,434
令和 4 年	498,042	103,990	55,515	277,655	935,202

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

## 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請

平成 17 年 3 月 7 日に施行された改正不動産登記法により、登記申請は、従来の登記所への書面持参又は郵送による提出から、オンライン（電子証明書に署名（\*））による方法が原則へと変更された（第 1 項がオンライン、書面は特例）。

以下のグラフ及び表は、平成 19 年から令和 4 年までの不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移である。不動産登記令附則第 5 条第 1 項の規定による申請（いわゆる特例方式）、登録免許税の軽減措置、そして平成 23 年 2 月に法務省民事局が直接管理する「登記・供託オンライン申請システム」の稼働開始、平成 27 年 6 月 1 日から開始されたオンライン登記申請における法定外添付書類の原本提示省略の取扱い等により、平成 19 年 12 月に 0.04%であったオンライン登記申請率は、平成 30 年に 40%を超えた。

さらに、登記所では、土地家屋調査士等が代理人としてオンライン申請を行い、関係法令の規定に基づき図面や書面等の添付情報を提供する場合、原則として添付情報の基となる書面の提出を求めない取扱いとする「調査士報告方式」の運用が令和元年 11 月 11 日から開始されたこともあり、令和 4 年には 70%近くまで上昇している。

今後ますますオンライン登記申請率の向上が図られ、業務の効率化が期待できる。

（\*）電子署名に必要な、法人会員を除く日本土地家屋調査士会連合会特定認証局発行の土地家屋調査士電子証明書を保有している会員は 11,683 名となり、70%以上が保有している。（令和 5 年 10 月 26 日現在）平成 26 年 10 月 30 日から、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行を開始し、それに伴い、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」は平成 27 年 3 月に閉局した。

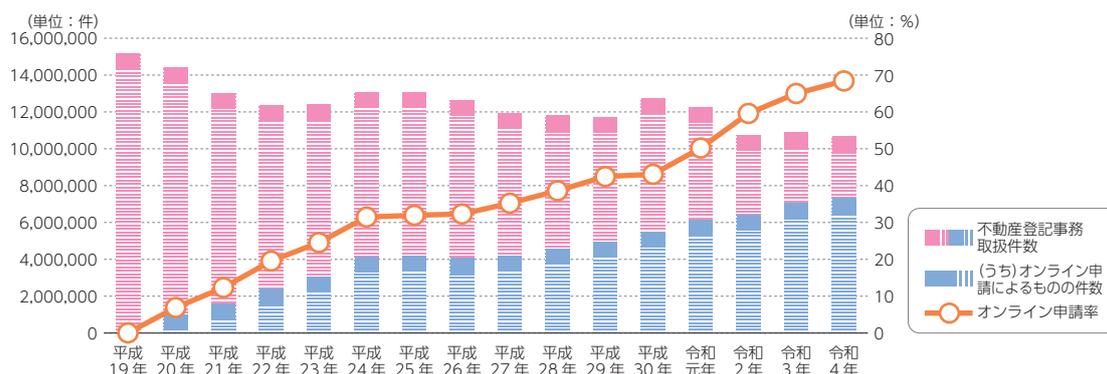
### 不動産登記法【抜粋】

（申請の方法）

第 18 条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法

## ● 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移



年度	不動産登記事務取扱件数	(うち)オンライン申請によるもの件数	オンライン申請率 (%)	年度	不動産登記事務取扱件数	(うち)オンライン申請によるもの件数	オンライン申請率 (%)
平成 19 年	15,142,781	5,496	0.04%	平成 27 年	11,907,594	4,194,119	35.22%
平成 20 年	14,400,712	994,510	6.91%	平成 28 年	11,798,519	4,554,301	38.60%
平成 21 年	12,977,391	1,599,868	12.33%	平成 29 年	11,677,188	4,958,365	42.46%
平成 22 年	12,356,139	2,414,965	19.54%	平成 30 年	12,725,879	5,480,674	43.07%
平成 23 年	12,388,616	3,041,535	24.55%	令和 元年	12,220,031	6,134,259	50.20%
平成 24 年	13,064,374	4,109,461	31.46%	令和 2 年	10,749,253	6,404,746	59.58%
平成 25 年	13,071,241	4,175,934	31.95%	令和 3 年	10,875,532	7,068,446	64.99%
平成 26 年	12,618,354	4,075,880	32.30%	令和 4 年	10,677,795	7,303,728	68.40%

法務省 HP「登記統計」に公開の情報を基に作成

## 5 登記申請を伴わない調査・測量業務の件数の推移

土地家屋調査士は、取り扱った業務内容を分類集計した「年計報告書」を土地家屋調査士会の会則に基づき年に一度提出している。土地家屋調査士会は収集した「年計報告書」を「総合計表」として取りまとめ、日調連の会則に基づき提出している。

日調連は「総合計表」を収集・分析し、土地家屋調査士制度の発展、改革の基礎資料としている。

以下の円グラフ・折れ線グラフは、上記「総合計表」内で「土地の登記」以外に分類された「登記申請を伴わない調査・測量業務」の取扱件数（\*1）を抽出したものである。

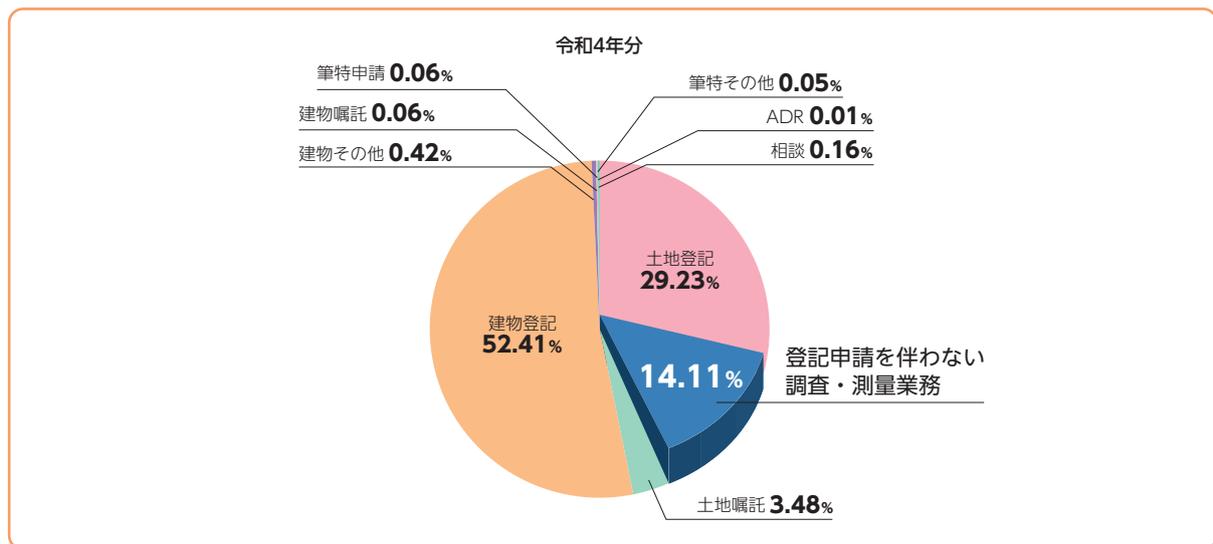
土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人は、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」と、土地家屋調査士法上において明らかにされている。「土地の筆界を明らかにする業務」には、登記の申請を伴わないものであっても土地の所有者等の依頼を受け、土地の筆界に関する資料の収集やその他の調査を行う業務も含まれる。

土地の登記件数（\*2）については、前掲の法務省公開の登記統計を基にした数値に委ねることとし、近年、不動産取引が活発化するにつれて、こうした土地の筆界を明らかにする業務のうち登記の申請を伴わないものについて、割合も件数も増加傾向にある。

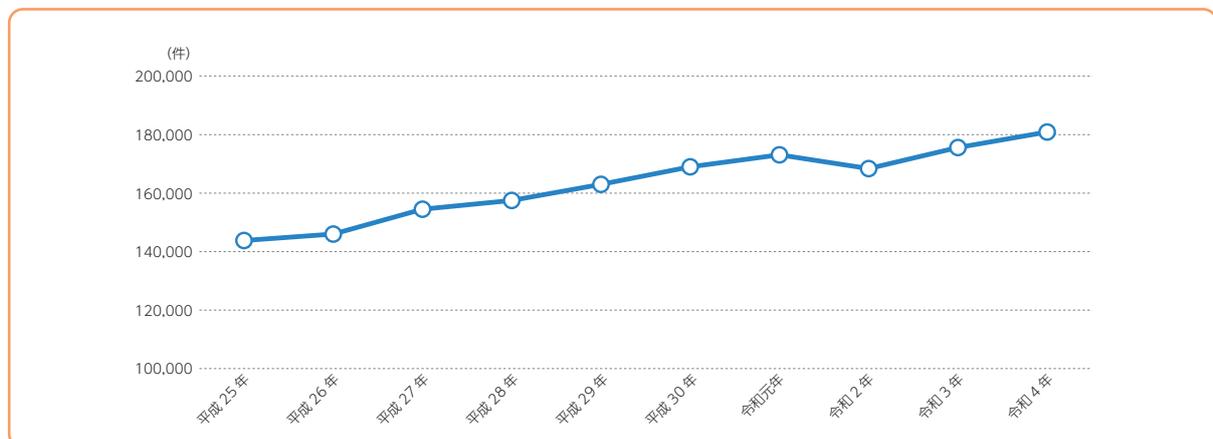
（\*1）業務取扱件数：土地家屋調査士会集計の取扱件数

（\*2）登記件数：法務省公開の登記統計

### ● 年計報告書総合計表の令和4年分の集計から



### ● 登記申請を伴わない調査・測量業務の取扱件数の推移（平成25年～令和4年）



「登記申請を伴わない調査・測量業務」を「土地（その他）」として集計

## 6 公共嘱託登記

かつて、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）が、その事業に関して登記所に嘱託する登記は、官公署等の担当者による書類の作成のほか、個々の土地家屋調査士に直接請け負わせていた。

これを「公共嘱託登記」と呼び一般の登記と区別している。

昭和45年度以降における高度経済成長により、官公署等が公共事業等で道路買収や用地買収などを行う場合、一括大量に不動産登記処理を必要とする公共嘱託登記申請が増加することとなった。

このような状況の中、土地家屋調査士の能力を活用し、公共嘱託登記の適正・迅速・円滑な処理を図る目的で、昭和60年の土地家屋調査士法の改正により、法務大臣認可の下、各都道府県に設けられたのが「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」（以下「公嘱協会」という。）である。

また、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）により、各々の「公嘱協会」は公益社団法人又は一般社団法人へと移行した。そのほか、これまでの公嘱協会とは別に一般社団法人として新しい公嘱協会も設立された。その結果、公共嘱託登記を受注する「公嘱協会」は全国的に増加し、公共嘱託登記の処理が、より効率的かつ迅速に行われる様になっている。

以下は、令和5年11月1日現在の、公嘱協会の名称、主たる事務所のある市区町村、成立年月日である。

### ● 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧

令和5年11月1日現在

都道府県	名 称	事務所のある市区町村	成立年月日
北海道	公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	札幌市中央区	昭和60年12月12日
	一般社団法人 函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会	函館市	昭和60年12月13日
	公益社団法人 旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会	旭川市	昭和60年12月16日
	公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	釧路市	昭和60年12月23日
青森県	公益社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	青森市	昭和61年1月13日
岩手県	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	盛岡市	昭和61年1月9日
宮城県	公益社団法人 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	仙台市青葉区	昭和61年1月17日
	一般社団法人 きずな公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮城郡七ヶ浜町	平成25年10月21日
秋田県	公益社団法人 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	秋田市	昭和60年12月19日
山形県	公益社団法人 山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山形市	昭和61年1月31日
福島県	公益社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福島市	昭和60年12月12日
茨城県	公益社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	昭和61年2月18日
	一般社団法人 みと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	平成28年6月17日
	一般社団法人 ひたち公共嘱託登記土地家屋調査士協会	日立市	平成28年12月19日
	一般社団法人 しるべ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	平成30年5月1日
栃木県	公益社団法人 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇都宮市	昭和61年1月23日
	一般社団法人 佐野公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐野市	平成30年6月21日
群馬県	公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	前橋市	昭和61年2月10日
	一般社団法人 太田公共嘱託登記土地家屋調査士協会	太田市	平成22年4月13日
	一般社団法人 高崎公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高崎市	平成25年10月2日
埼玉県	公益社団法人 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	さいたま市	昭和61年1月17日
	一般社団法人 和光市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和光市	平成25年4月8日
千葉県	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	千葉市中央区	昭和61年1月28日

### 第3章

不動産に関する権利の明確化に寄与する

都道府県	名称	事務所のある市区町村	成立年月日	
東京都	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	東京都千代田区	昭和 60 年 12 月 28 日	
	一般社団法人 調布市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	調布市	平成 24 年 11 月 21 日	
神奈川県	公益社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市西区	昭和 61 年 1 月 29 日	
	一般社団法人 大和公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和市	平成 21 年 3 月 11 日	
	一般社団法人 海老名公共嘱託登記土地家屋調査士協会	海老名市	平成 21 年 7 月 28 日	
	一般社団法人 相模原市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	相模原市中央区	平成 22 年 2 月 16 日	
	一般社団法人 かんとう公共嘱託登記土地家屋調査士協会	川崎市多摩区	平成 22 年 4 月 15 日	
	一般社団法人 横浜市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成 22 年 6 月 24 日	
	一般社団法人 厚木県央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	厚木市	平成 22 年 8 月 11 日	
	一般社団法人 横須賀公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横須賀市	平成 25 年 5 月 8 日	
	一般社団法人 IMI よこはま公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成 27 年 4 月 1 日	
	一般社団法人 ING みなと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市中区	平成 27 年 4 月 1 日	
	一般社団法人 湘南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	藤沢市	平成 27 年 4 月 1 日	
	一般社団法人 うみかぜ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横須賀市	令和 3 年 7 月 27 日	
	新潟県	公益社団法人 新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	新潟市中央区	昭和 60 年 12 月 16 日
	富山県	公益社団法人 富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	富山市	昭和 61 年 2 月 12 日
石川県	公益社団法人 石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	金沢市	昭和 61 年 2 月 12 日	
福井県	公益社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福井市	昭和 61 年 1 月 14 日	
	一般社団法人 福井県第一公共嘱託登記土地家屋調査士協会	越前市	平成 25 年 11 月 12 日	
	一般社団法人 新生公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大野市	平成 26 年 4 月 14 日	
	一般社団法人 未来公共嘱託登記土地家屋調査士協会	小浜市	平成 29 年 6 月 30 日	
山梨県	公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	甲府市	昭和 61 年 1 月 14 日	
長野県	公益社団法人 長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長野市	昭和 61 年 1 月 4 日	
	一般社団法人 すずらん公共嘱託登記土地家屋調査士協会	駒ヶ根市	平成 25 年 1 月 23 日	
岐阜県	公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市	昭和 61 年 2 月 13 日	
静岡県	公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	静岡市駿河区	昭和 61 年 1 月 13 日	
愛知県	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	名古屋市中区	昭和 61 年 1 月 23 日	
三重県	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	津市	昭和 61 年 1 月 6 日	
	一般社団法人 ひかり公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松阪市	平成 21 年 12 月 16 日	
滋賀県	公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大津市	昭和 61 年 1 月 29 日	
京都府	公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	京都市中京区	昭和 61 年 1 月 29 日	
大阪府	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	昭和 61 年 1 月 28 日	
	一般社団法人 中央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成 22 年 1 月 25 日	
	一般社団法人 北河内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	枚方市	平成 22 年 2 月 1 日	
	一般社団法人 吹田市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	吹田市	平成 22 年 10 月 13 日	
	一般社団法人 大阪城北公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市城東区	平成 22 年 4 月 1 日	
	一般社団法人 ながた公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成 24 年 1 月 11 日	
	一般社団法人 高槻市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高槻市	平成 26 年 5 月 22 日	
	一般社団法人 大阪南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市住吉区	平成 27 年 5 月 1 日	
	一般社団法人 みどり公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市西区	令和 2 年 12 月 4 日	
兵庫県	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	神戸市中央区	昭和 60 年 11 月 5 日	
	一般社団法人 しらさぎ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	姫路市飾磨区	平成 24 年 1 月 17 日	
奈良県	公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	奈良市	昭和 61 年 1 月 11 日	
	一般社団法人 みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇陀市	平成 22 年 9 月 9 日	
	一般社団法人 ヤマト公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和郡山市	平成 23 年 3 月 1 日	
	一般社団法人 ふたかみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	香芝市	平成 23 年 7 月 6 日	

都道府県	名称	事務所のある市区町村	成立年月日
和歌山県	公益社団法人 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和歌山市	昭和61年 1月17日
鳥取県	公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鳥取市	昭和60年 12月19日
島根県	公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松江市	昭和61年 2月12日
	一般社団法人 いわみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	益田市	平成20年 12月 1日
岡山県	公益社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岡山市	昭和60年 12月21日
広島県	公益社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区	昭和60年 12月20日
	一般社団法人 あさひ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市中区	平成21年 1月26日
	一般社団法人 日本公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市安佐北区	平成21年 4月 8日
	一般社団法人 芸備公共嘱託登記土地家屋調査士協会	三次市	平成22年 11月22日
山口県	公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山口市	昭和61年 1月14日
徳島県	公益社団法人 徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	徳島市	昭和60年 12月 7日
	一般社団法人 東四国公共嘱託登記土地家屋調査士協会	阿波市	平成28年 9月12日
	一般社団法人 公共嘱託登記土地家屋調査士協会サムライ	板野郡藍住町	平成28年 9月16日
	一般社団法人 あわ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	徳島市	平成29年 11月 8日
香川県	公益社団法人 香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高松市	昭和60年 12月28日
愛媛県	公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	昭和61年 1月24日
	一般社団法人 瀬戸内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	平成22年 1月20日
	一般社団法人 四国公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	令和 2年 3月 4日
高知県	公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高知市	昭和60年 12月 5日
福岡県	公益社団法人 福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	昭和60年 12月20日
	一般社団法人 福岡市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	平成25年 3月 5日
	一般社団法人 福岡第一公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	令和 5年 1月11日
佐賀県	公益社団法人 佐賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐賀市	昭和61年 1月30日
長崎県	公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長崎市	昭和61年 1月21日
	一般社団法人 佐世保公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐世保市	令和 2年 1月29日
熊本県	公益社団法人 熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	熊本市中央区	昭和61年 1月23日
大分県	公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大分市	昭和60年 12月27日
宮崎県	公益社団法人 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮崎市	昭和61年 2月10日
鹿児島県	公益社団法人 鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鹿児島市	昭和61年 1月28日
沖縄県	公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	那覇市	昭和61年 1月31日

# 7 法務局地図作成事業

登記所備付地図とは、不動産登記法第14条第1項の規定に基づき、登記所（法務局）に備え付けられる地図のことをいい、これにより、それぞれの土地の位置及び区画（筆界（境界））を明確にすることができる。

なお、登記所備付地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面（公図）が備え付けられている（同条第4項）が、地図に準ずる図面（公図）は明治期の地租改正の際に作成されたものが多く、記載された土地の位置及び区画を現地に復元するほどの精度と正確性は有していない。

全国の法務局・地方法務局においては、「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年6月26日都市再生本部決定）の方針を踏まえ、全国都市部の人口集中地区（DID）（注1）のうち地図混乱地域（注2）を対象に、法務局地図作成事業を計画的に実施しており、公共嘱託登記土地家屋調査士協会をはじめとした土地家屋調査士が作業に従事している。

更に、地価が高額であるなどといった理由により、地図の整備が進んでいなかった大都市の枢要部や地方の拠点都市及び復興の進展に伴い地図の整備が求められている東日本大震災の被災県において、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため従来の計画を見直している。平成27年度を初年度とする「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、[大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画]、令和3年度を初年度とする東日本大震災の被災県における「震災復興型登記所備付地図作成作業第3次3か年計画」及び、平成28年熊本地震からの復興のため、熊本県内最大の被災地である上益城郡益城町において、令和2年度を初年度とする「震災復興型登記所備付地図作成作業（平成28年熊本地震）5か年計画」などが策定され、作業面積を拡大して実施されている。

なお、政府から出される様々な方針の法務局地図作成事業に関する記述を受け、次期の地図整備計画策定に向けた今後の方向性について多角的・総合的観点から検討を行うため、関係省庁、有識学者、地方自治体、実務家、シンクタンク等の方々を構成員として、「法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会」（日調連も構成員参加）（<https://www.kinzai.jp/seminar/legalmap/>）が発足され、検討が重ねられており、今後の展開に注視するものである。（参考として、関係資料は同ウェブサイト中の「資料・議事要旨」欄に掲載されている。）

また、法務局地図作成事業に係る予算については、平成30年度において約42億円が計上されていたが、令和6年度では約46億円と年々増加傾向にある。

P63は、令和4年度、令和5年度において法務局地図作成事業が実施されている地域の一覧（注3）である。

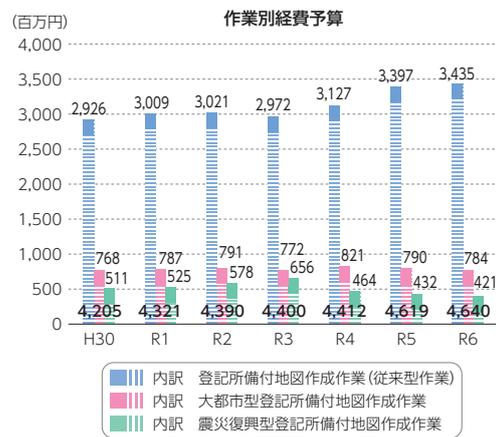
注1：人口集中地区（DID）とは、「国勢調査基本単位数及び基本単位数内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位数等」という。）を基礎単位として、1）原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位数等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する」地域をいう（総務省統計局HP <https://www.stat.go.jp/>（2023.10.31））。

注2：地図混乱地域とは、公図と現地が大きく異なる地域をいい、このような地域では、道路・下水道整備等の社会基盤の整備や担保権の設定等の経済活動が阻害され、開発事業においても、土地の境界確認に膨大な時間を要する等の弊害が生ずるおそれがある（法務省ウェブサイト）。

注3：法務省ウェブサイト中の「登記所備付地図整備事業の推進」に掲載の「平成27年度から令和5年度までの間における実施地区」の項目において公開されている以下資料を基に作成。（令和4、5年度分）

- 1 全国の都市部を対象とする登記所備付地図作成作業の実施地区（従来型作業）
- 2 大都市の枢要部を対象とする登記所備付地図作成作業の実施地区（大都市型）
- 3 東日本大震災の被災県を対象とする登記所備付地図作成作業の実施地区（震災復興型）

## ● 法務局地図作成事業経費関係予算の近年の推移



**不動産登記法【抜粋】**

(地図等)

第14条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

3 第一項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。

5 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。

6 第一項の地図及び建物所在図並びに第四項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

**◎ 法務局地図作成事業実施箇所一覧（令和4年度、令和5年度）**

令和4年度

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
北海道	札幌	従来型	札幌市清田区北野二条三丁目ほか
		大都市型	札幌市中央区北三条東六丁目ほか
	函館	従来型	函館市宝来町ほか
	旭川	従来型	旭川市旭町ほか
	釧路	従来型	北見市美山町南八丁目ほか
青森県	青森	従来型	八戸市吹上一丁目ほか
岩手県	盛岡	従来型	盛岡市館向町ほか
		震災復興型	宮古市上鼻二丁目ほか
宮城県	仙台	従来型	仙台市泉区向陽台四丁目ほか
		震災復興型	石巻市大街道北一丁目ほか
秋田県	秋田	従来型	秋田市外旭川八柳三丁目ほか
山形県	山形	従来型	鶴岡市若葉町ほか
福島県	福島	従来型	会津若松市日新町ほか
		震災復興型	いわき市勿来町酒井酒井原ほか
茨城県	水戸	従来型	水戸市姫子二丁目ほか
栃木県	宇都宮	従来型	宇都宮市江曾島町ほか
群馬県	前橋	従来型	前橋市北代田町
埼玉県	さいたま	従来型	狭山市鶴ノ木の一部
		大都市型	さいたま市浦和区岸町五丁目ほか
千葉県	千葉	従来型	習志野市藤崎七丁目ほか
		大都市型	千葉市中央区鶴沢町ほか
東京都	東京	従来型	江東区北砂四丁目の一部
		大都市型	港区高輪二丁目の一部
神奈川県	横浜	従来型	横須賀市金谷一丁目ほか
		大都市型	川崎市川崎区大師河原一丁目ほか
新潟県	新潟	従来型	新潟市西区浦山一丁目ほか
富山県	富山	従来型	富山市粟島町一丁目ほか
石川県	金沢	従来型	金沢市石引一丁目ほか
福井県	福井	従来型	あわら市春宮一丁目ほか
山梨県	甲府	従来型	中央市布施ほか
長野県	長野	従来型	長野市北尾張部の一部ほか
岐阜県	岐阜	従来型	大垣市林町一丁目ほか
静岡県	静岡	従来型	御殿場市萩原ほか

### 第3章

不動産に関する権利の明確化に寄与する

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
愛知県	名古屋	従来型	岩倉市石仏ほか
		大都市型	名古屋市市中村区竹橋町
三重県	津	従来型	津市栗真町屋町ほか
滋賀県	大津	従来型	大津市本堅田一丁目
京都府	京都	従来型	長岡京市野添一丁目ほか
		大都市型	京都市中京区元本能寺町北地区
大阪府	大阪	従来型	茨木市北春日丘三丁目ほか
		大都市型	堺市北区南花田町の一部
兵庫県	神戸	従来型	三木市志染町中自由が丘一丁目
		大都市型	神戸市東灘区甲南町二丁目ほか
奈良県	奈良	従来型	磯城郡田原本町の一部
和歌山県	和歌山	従来型	和歌山市紀三井寺ほか
鳥取県	鳥取	従来型	鳥取市中町ほか
島根県	松江	従来型	松江市新雑賀ほか
岡山県	岡山	従来型	倉敷市福田町古新田
広島県	広島	従来型	広島市中区江波二本松一丁目ほか
		大都市型	広島市南区翠一丁目ほか
山口県	山口	従来型	下松市大手町一丁目ほか
徳島県	徳島	従来型	徳島市中常三島町一丁目ほか
香川県	高松	従来型	高松市上福岡町ほか
		大都市型	高松市八坂町ほか
愛媛県	松山	従来型	松山市樽味一丁目ほか
高知県	高知	従来型	高知市葛島一丁目ほか
福岡県	福岡	従来型	北九州市小倉北区篠崎三丁目ほか
		大都市型	福岡市博多区東光一丁目ほか
佐賀県	佐賀	従来型	佐賀市城内二丁目ほか
長崎県	長崎	従来型	長崎市彦見町ほか
熊本県	熊本	震災復興型	上益城郡益城町惣領ほか
大分県	大分	従来型	大分市明礪ほか
宮崎県	宮崎	従来型	宮崎市吉村町ほか
鹿児島県	鹿児島	従来型	鹿児島市東開町ほか
沖縄県	那覇	従来型	那覇市久米一丁目ほか

#### 令和5年度

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
北海道	札幌	従来型	札幌市清田区北野五条三丁目ほか
		大都市型	札幌市東区北四条東十丁目ほか
	函館	従来型	函館市大町ほか
	旭川	従来型	旭川市旭町、川端町及び北門町の各一部（北星第五地区）
	釧路	従来型	釧路市春採一丁目ほか
青森県	青森	従来型	青森市里見一丁目ほか（里見地区）
岩手県	盛岡	従来型	盛岡市東仙北一丁目ほか
		震災復興型	宮古市小山田一丁目（一部）、小山田二丁目、三丁目（一部）、藤原上町地区

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
宮城県	仙台	従来型	仙台市太白区青山一丁目及び二丁目
		震災復興型	石巻市大街道東一丁目・二丁目（一部）・三丁目（一部）・四丁目、大街道南一丁目・二丁目・三丁目（一部）地区
秋田県	秋田	従来型	秋田市旭川
山形県	山形	従来型	酒田市御成町ほか（酒田駅前地区）
福島県	福島	従来型	郡山市中町ほか
		震災復興型	いわき市小名浜諏訪町ほか地区
茨城県	水戸	従来型	水戸水戸市姫子一丁目・赤塚二丁目
栃木県	宇都宮	従来型	宇都宮市江曾島本町ほか
群馬県	前橋	従来型	前橋市北代田町
埼玉県	さいたま	従来型	狭山市鶴ノ木の一部
		大都市型	さいたま市浦和区岸町一丁目ほか
千葉県	千葉	従来型	松戸市松戸新田ほか
		大都市型	千葉市稲毛区小仲台一丁目ほか
東京都	東京	従来型	東京小平市小川東町一丁目の一部
		大都市型	港区西新橋一丁目ほか
神奈川県	横浜	従来型	横須賀市久里浜二丁目、四丁目及び五丁目の各一部
		大都市型	川崎市川崎区中瀬一丁目ほか
新潟県	新潟	従来型	新潟市北区松浜東町一丁目ほか
富山県	富山	従来型	高岡市京町地区
石川県	金沢	従来型	金沢市北安江二丁目ほか
福井県	福井	従来型	坂井市丸岡本町一丁目ほか
山梨県	甲府	従来型	中央市山之神ほか
長野県	長野	従来型	長野市吉田四丁目の一部ほか
岐阜県	岐阜	従来型	瑞穂市穂積地区（東部）
静岡県	静岡	従来型	御殿場市川島田ほか
愛知県	名古屋	従来型	東海市加木屋町泡池ほか
		大都市型	名古屋市港区辰巳町ほか
三重県	津	従来型	津市射場町ほか
滋賀県	大津	従来型	大津市瀬田一丁目ほか
京都府	京都	従来型	八幡市橋本栗ヶ谷、橋本狩尾地区
		大都市型	京都市右京区西京極西地区
大阪府	大阪	従来型	茨木市南春日丘五丁目、六丁目、七丁目
		大都市型	堺市北区南花田町
兵庫県	神戸	従来型	三木市志染町西自由が丘一丁目
		大都市型	神戸市東灘区住吉東町一丁目ほか
奈良県	奈良	従来型	北葛城郡上牧町服部台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目の全部、大字上牧の一部（東部）
和歌山県	和歌山	従来型	和歌山市手平三丁目、北中島一丁目の全部、中島、小雑賀、小雑賀三丁目の一部
鳥取県	鳥取	従来型	鳥取市湯所町一丁目ほか地区
島根県	松江	従来型	松江市西津田第2地区
岡山県	岡山	従来型	岡山市北区東古松二丁目ほか地区

### 第3章

不動産に関する権利の明確化に寄与する

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
広島県	広島	従来型	広島市中区江波南一丁目ほか（江波地区④）
		大都市型	広島市南区宇品東二丁目ほか（宇品地区④）
山口県	山口	従来型	宇部市居能町一丁目ほか
徳島県	徳島	従来型	徳島市下助任町三丁目ほか
香川県	高松	従来型	高松市西宝町一丁目ほか
		大都市型	高松市井口町ほか
愛媛県	松山	従来型	松山市立花一丁目ほか
高知県	高知	従来型	高知市神田地区の一部
福岡県	福岡	従来型	北九州市小倉北区篠崎二丁目の全部
		大都市型	福岡市早良区西新一丁目ほか
佐賀県	佐賀	従来型	佐賀市本庄町大字袋の一部
長崎県	長崎	従来型	長崎市新中川町ほか
熊本県	熊本	震災復興型	上益城郡益城町安永ほか地区
大分県	大分	従来型	大分市鶴崎
宮崎県	宮崎	従来型	宮崎市大塚町（A）
鹿児島県	鹿児島	従来型	鹿児島市新栄町及び宇宿二丁目の各一部
沖縄県	那覇	従来型	那覇市東町ほか